

松戸市学区審議会会議録

令和6年度 第2回

令和6年度 第2回松戸市学区審議会会議録

1 日 時 令和7年1月22日(水) 午前10時30分から午前11時30分

2 場 所 松戸市衛生会館 3階 大会議室

3 出席委員 12名

1号委員	知識経験を有する者	伊藤 智清
		秋庭 良一
		勝又 英子
		奥山 恵子
2号委員	学 校 長 の 代 表	石橋 聡
		石井 理恵子
3号委員	P T A の 代 表	田村 優翼
		松野 静香
4号委員	住 民 の 代 表	恩田 忠治
		渋谷 寛之
		町山 雅則
		西野 高嶺

4 欠席委員 3名

大木 賢 委員
鶴見 公 委員
佐藤 隆男 委員

5 事務局(出席説明員:10名)

教 育 長	波田 寿一
学 校 教 育 部 長	中坂 正夫
学 校 教 育 部 審 議 監	町山 信之
生 涯 学 習 部 長	井之浦 太郎
生 涯 学 習 部 審 議 監	小林 清
学 務 課 長	西田 大助
教育政策研究課長	秋田 敦子
学 習 指 導 課 長	千葉 貴子
学 校 施 設 課 長	久保田 昭彦
学校保健担当室長	板花 倫子

6 傍 聴 人 0名

7 次 第

1 開会のことば

2 教育長挨拶

3 審議会会長挨拶

4 議題

(1)知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更について

(2)規程にない新住所等の学区の変更について

5 その他

司会	(開会のことば) (資料確認) 本日の審議会でございますが、3名の委員がご欠席されております。審議会委員15名中12名の出席をいただいております。したがいまして、松戸市学区審議会条例第6条第2項の規定により本日の審議会は成立しております。 続きまして、副会長についてです。令和5年度第1回学区審議会におきまして、松戸市学区審議会条例第5条第2項の規定に基づき、副会長、委員の皆様の互選により選出いただき、安蒜委員にお受けいただきましたが、安蒜委員がご退任されたことから、新たに副会長を委員の皆様で互選いただきたく存じます。何かご意見はございますでしょうか。
委員	ただいまですね、いただきました委員名簿の方を拝見いたしますと、1号委員並びに2号委員につきましては、行政の方、また学校関係者となっておりますが、審議会の副会長につきましては、会長と同様に4号委員のですね、住民の代表の皆様の中から選出されることが望ましいと思います。副会長にはですね、渋谷委員にお願いできればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会	ただいまご意見がございましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。
委員一同	(委員一同異議なし)
司会	ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。副会長を渋谷委員にお願いいたします。渋谷委員、よろしくお願いいたします。
委員	お願いいたします。
教育長	(教育長挨拶)
会長	(会長挨拶)
司会	恩田会長、ありがとうございました。それでは、続きまして議事に入る前に会議の公開についてお知らせいたします。当審議会が公開会議となっており、議事録は市の行政資料センターで閲覧が可能です。議事録の作成につきましては、ご発言者様の氏名は記載せず「委員」とし、発言の内容は文書化した際に不明瞭となる部分についてのみ事務局で修正させていただきます。 次に傍聴人についての報告でございますが、本日の審議会におきまして傍聴希望はございませんので、報告いたします。 それでは次に、松戸市学区審議会条例第5条第3項の規定により、会長が議長となりますので、恩田議長、議事の進行をよろしくお願いいたします。
議長（会長）	それでは議事に入らせていただきます。はじめに議事録の署名人についてお諮りをしたいと思います。議事録の署名人について議長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

委員一同	(委員一同異議なし)
議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。議事録署名人は、勝又委員さん、松野委員さんをお願いいたします。 次に、本日の議題である、(1) 知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更について、(2) 規程にない新住所等の学区の変更についての審議に入ります。 まず(1)の知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更についてから審議に入りたいと思います。このことについて、教育委員会から説明を求めます。よろしくお願いします。
学務課長	学務課長の西田と申します。本日はよろしくお願いいたします。それでは資料に沿ってご説明をいたします。お手元の諮問書と資料5の1ページをご覧ください。 初めに、議題(1) 知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更についてをご説明いたします。説明するにあたり、知的障害特別支援学級を知的学級、自閉症・情緒障害特別支援学級は以後情緒学級とさせていただきます。 資料5の1、開設の目的につきましては、本市の特別支援教育においては、個々の教育的ニーズに対応できるよう、個別の指導計画を作成して、保護者との連携をとりながら、一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図っております。特別支援の必要な児童の増加に伴い、児童の通学の負担を減らし、地域の学校で、より安心、安全に通学ができるように、計画的に新規の設置を進めていく必要がございます。そのため令和7年度については、知的学級を馬橋北小学校と殿平賀小学校の2校に、情緒学級については矢切小学校の1校に、新たに開設することを計画いたしました。 次に、(1) 松戸市内の知的障害特別支援学級と、本日追加で配

布いたしました、資料１１をご覧ください。現在、知的学級は、市内２９校の小学校、１３校の中学校に設置されております。小・中学校合わせての設置率は６４．６％と、６割を超えたところでございます。居住地の場所によっては、保護者の送迎のもと、３０分程度の時間をかけて通学している児童生徒もあり、利便性の良い学校に、児童生徒が集中する傾向が強く、特定の学校の学級数増加等が課題となっております。このような状況から、馬橋北小学校と殿平賀小学校に知的学級を設置することで、近隣で既に知的学級を開設している馬橋小学校、小金小学校の知的学級の児童数、学級数の増加を緩和し、同地域の保護者にとっても送迎の負担が軽減され、各校の特別支援教育の向上に繋がるものと考えております。

続きまして（２）固定型の自閉症・情緒障害特別支援学級と、引き続き資料１１をご覧ください。現在、情緒学級は市内の小学校３８校に設置されており、小学校の設置率は８４．４％となっております。情緒学級においても、利便性の良い学校に児童が集中する傾向があり、前述の知的学級と同様の課題がございます。このような状況から、矢切小学校に情緒学級を設置することで、前述のような課題の解決に繋がるものと考えております。各学校における開設の必要性について、詳細なご説明は資料５の２ページから３ページに、掲載させていただいております。また、資料５の５ページから６ページには、令和７年度の在籍予定数を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、知的学級の新設及び通学区域についてご説明いたします。資料６の①の地図をご覧ください。令和７年度新設予定の小学校の知的学級の学区図になります。赤色が既に知的学級が設置されている小学校、黄色が令和７年度に新設する小学校となります。続いて資料６の②の地図でございます。左側が令和６年度、現在の通学区域を表し、右側が令和７年度変更予定の通学区域となります。馬橋北小学校の知的学級の学区は、馬橋小学校からの分離となります。続いて、資料６の③でございます。令和７年度新設

	予定の殿平賀小学校の知的学級の学区図になります。左側が令和6年度現在の通学区域、右側が令和7年変更予定の通学区域でございます。殿平賀小学校の知的学級の学区は、小金北小学校からの分離となります。次に、情緒学級の新設及び通学区域についてご説明いたします。資料6の④の地図でございます。令和7年度新設予定の矢切小学校の位置図でございます。矢切小学校は松戸市の南西部に位置し、黄色で示してございます。情緒学級の通学区域は、小学校につきましては全域としております。簡単ではございますが、説明は以上となります。議題（１）知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更について、ご審議のほどよろしく願いをいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいま学務課長から説明がございましたこの件について、何かご質問、ご意見ございますか。
委員	開設の目的にもありますように、新たに開設されるということは児童の通学の負担が軽減されることとなりますので、私としては非常に喜ばしいことと受けとめております。しかしですね、説明の中にありましたように、利便性の良い学校に集中する傾向があると書かれております。ここ、もう少し説明していただけますでしょうか。利便性の良い、子供にとって利便性が良いのか、いま、働く保護者の方も増えてますので、保護者にとっても利便性が良いと解釈した方が良いのか。いろんな事例があると思いますので、詳しく説明いただきたいと思います。それからもう１点だけ質問させてください。指導人員予定というのが7番に書かれております。新たに開設されるところの県費負担教職員のところですね。新聞等を見ましても、いま、教員の休職または若手職員の退職が非常に取り上げられておりますので、この確保の見通しがどうなっているのでしょうか。それも併せてご説明お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）	はい。それでは回答をお願いします。
学務課長	ありがとうございました。2点のご質問があったかと思います。 まず1点目、利便性の良いという部分でございます。特別支援学級に通われるお子様は、何らかの障害のあるお子様でございます。個別に様々な課題がございますが、中には、身体機能的といえますか、そういった部分、また注意力といった面において、保護者の方としても、かなり神経を使う、心配をする、そのような状況の方も、通常学級のお子様よりは多いのかなと推察しているところでございます。そうした中で、特別支援学級の児童生徒の中には、例えば、かなり遠方から来なくてはいけない。その場合保護者が送迎する、またデイサービスを活用する、場合によっては公共交通機関を利用するなど、様々な方法をとっている現状がございます。また、現在その保護者の方も共働きであるとか、場合によってはどちらか1人、いろいろなところがある中で、その生活の部分と、学校に通う部分というところの課題というものもあるのかなと思います。そうした保護者の心配、また保護者のニーズ、そういったところの利便性というところは、かなり大きいのかなというふうには捉えております。 2点目教員不足についてでございます。例えば委員からあった、休職者ですとか若年層の退職、これが話題になってるということでございますが、松戸市においても同様の課題はあるのかなと認識しております。次年度の教員数についてですが、この辺については、先ほど教育長の方から児童生徒数を基にするという話がございましたが、来年度の児童生徒数を基にした推計、これで予定される学級数、市全体の学級数、それとここでの特別支援の新設、また特別学級の生徒数こういったことも予想を含めて、次年度の教員数を県に要望しているところでございますので、理屈としては、ここの部分についてはしっかり県教委の方で、配置して下さるかなと考えております。また、この教員不足の原因になるところに、臨時的任用職員、これが不足している。要は、学期、

	その年度が始まった後にお休みをしてしまう先生が出てくる。その先生に対しての、配置が不足するというようなことがございますので、その部分については、課題はあろうかと思いますが、まず定数の配置という意味でのことについては、こちらも、そういった教員不足が年度始めにおきないような願いは県教委にはしているところでございます。以上です。
議長（会長）	回答でよろしいですか。
委員	わかりました。
議長（会長）	他にご質問ございますか。
委員	新たに新設される学校ができるのはとても私も歓迎というか、近い方がやっぱり安心なので賛成なんですけれども、例えばいま通っているこの在籍してる子供たちが、いまの学校にそのままいたいという希望があった場合はそのまま、あくまでもこの7年度から新たに入る子供たちが対象なのか、ということをちょっとお伺いしたかったんですけど、お願いいたします。
議長（会長）	お願いいたします。
学務課長	ありがとうございます。こちらにつきましては、いま在籍しているお子様については事前に、そういったものができますということは知らせております。その上で、選択をしていただくような形になります。ですので、残りたい場合はそのまま残ると。また新しく新入学される、もしくは通常級から移られるお子様がいる場合には、もう学区はこちらなのでこちらの学校になりますということをご案内しているところでございます。
委員	ありがとうございます。

議長（会長）	他にございますか。なければですね、ご質問・ご意見がございましたが、ここで審議を終了し、採決に入らせていただきたいと思います。諮問された（１）知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更について、妥当であると認めてよろしいでしょうか。承認について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員一同	（委員一同挙手あり）
議長（会長）	それでは全会一致ですね、（１）知的障害特別支援学校及び、自閉症情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更については、承認されました。 次に（２）松戸市立小学校、中学校通学区域に関する規程に記載がない新住所等の学区の変更についての審議に入ります。このことについて、教育委員会から説明をお願いいたします。
学務課長	引き続きお願いいたします。議題（２）松戸市立小学校、中学校通学区域に関する規程に記載がない新住所等の学区の変更について、ご説明いたします。資料７をご覧ください。松戸市内の通学区域内において、新しく家屋が建った場合などに地番が新しく設定されることがございます。そのため、規程に記載がなく、学区設定がない当該地番について、新たに学区設定を行い、規程に追加するものでございます。また、小字名などの表記の誤りが判明したものについて、規程の地区の改正を行うものでございます。表記の誤りにつきましては、二重線が引かれたものが誤ったもの、そのすぐ下に修正一覧を記載しております。資料８では、今回追加する地番の大まかな位置を示しております。資料９は、議案（１）及び議案（２）の内容について、規程の改正案になります。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただいま、学務課長から説明がありましたが、何かご質問、ご意見ございませんか。 それではですね、特にご質問等無いようですから、これで審議を終了してですね、採決に入らせていただきたいと思います。諮問されました（２）松戸市立小学校、中学校通学区域に関する規程に記載がない新住所等の学区の変更について、妥当であると、承認してよろしいでしょうか。承認について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員一同	（委員一同挙手あり）
議長（会長）	はい。ありがとうございます。それでは全会一致ですね、（２）松戸市立小学校、中学校通学区域に関する規程に記載がない新住所等の学区の変更については、承認されました。 それでは、これで本日の議題は、以上になります。本日皆様のご審議いただいた内容で、文書を作成したいと思います。答申書の細かい文面の確認については、私会長に一任していただくことでよろしいでしょうか。
委員一同	（委員一同異議なし）
議長（会長）	ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは完成しました答申書の各委員には後日郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。それではこれをもちまして、議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。
司会	恩田会長、ありがとうございました。 続きまして「その他」として、皆様から何かご連絡事項等がございますでしょうか。

	特に無いようですので、それでは以上をもちまして、令和6年度第2回松戸市学区審議会を閉会いたします。本日はご審議いただき、誠にありがとうございました。
--	--

この会議録の記載が真正であることを認め、ここに署名する。

松戸市学区審議会委員

勝又英子 

松戸市学区審議会委員

松野静香 